



#### 備 考

- 1 この調書は、法第5条第1項に規定する国外財産調書について使用すること。
- 2 この調書の各欄の記載は、別表第一によること。
- 3 別表第一の(㍑)から(㍕)までに掲げる財産の取得価額については、この調書の「価額」の欄の上段に外書として、記載すること。
- 4 合計表をこの書式に準じて作成し、添付すること。